

鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業実施要領

制定 平成16年4月16日付正振第555号
鳥取県農林水産部長通知
改正 平成18年3月29日付第200500138840号
改正 平成19年3月26日付第200600201062号
改正 平成25年4月22日付第201300013329号
改正 平成30年10月12日付第201800171930号
改正 令和3年3月22日付第202000315188号

第1 目的

本事業は、本県の立地条件を生かした特長あるブランド野菜について、その集団産地の発展、育成及び生産者の経営の安定を図ることを目的とする。

第2 事業実施主体

本事業は、一般財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会（以下「協会」という。）が実施するものとする。

第3 事業の内容等

本事業は、本事業の対象とする産地（以下「対象産地」という。）を所管する農業協同組合（以下「対象農協」という。）が協会とあらかじめ締結する価格差補給交付金の交付に関する契約に基づき、2の対象産地で生産される1の業務区分に定める対象野菜を3の出荷の条件に基づき出荷した場合であって、対象野菜の価格が著しく低落した場合に、その生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための価格差補給交付金を、対象農協を通じてその生産者に交付する事業とする。またこの事業は、対象農協、対象野菜及び対象出荷期間により定める業務区分（以下「業務区分」という。）ごとに行うものとする。

1 業務区分

業務区分は、農林水産部長が別に定めるところによるものとする。

2 対象産地

(1) 対象産地の要件

対象産地は、次のア又はイに掲げる要件を備えているものとする。

ア 次に掲げる要件をすべて満たしている産地

(ア) 原則として一の農業協同組合（以下「農協」という。）の区域を単位とする産地

(イ) 農協の区域内で生産される対象野菜の作付面積が、露地野菜についてはおおむね3ヘクタール以上、施設野菜についてはおおむね1ヘクタール以上に達していること。

イ ア以外の産地であって、農協及び市町村がその生産事情、出荷事情等からみて生産振興及び産地育成を図る必要があると認める野菜の産地であること

(2) 対象産地の選定

- ア 対象産地の選定を希望する農業協同組合代表理事組合長（以下「農協組合長」という。）は様式第1号による申請書を農林水産部長に提出するものとする。
- イ アの提出を受けた農林水産部長は、(1)の要件を満たしていると認めた場合は対象産地として選定するものとする。
- ウ 農林水産部長は、対象産地を選定した場合は、協会理事長、関係市町村長、農協組合長及び全国農業協同組合連合会鳥取県本部長（以下「全農県本部長」という。）（以下「関係機関」という。）にその旨を通知するものとする。

(3) 出荷の条件

- 本事業は、対象農協が全国農業協同組合連合会鳥取県本部（以下「全農県本部」という。）を通じて出荷したものを対象とする。

第4 供給計画書の提出

- 1 対象農協は、農林水産部長が定める日までに様式第2号による鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業供給計画書（以下「供給計画書」という。）を作成し、全農県本部長及び関係市町村長の承認を受けた後、これを農業振興戦略監生産振興課長（以下「生産振興課長」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 供給計画書の協議を受けた全農県本部長及び市町村長は、供給計画書に記載された内容が適切であると認めたときは、これを承認するものとする。
- 3 生産振興課長は、1の提出があったときはこれを審査し、供給計画書に記載された内容が適切であると認めたときはこれを承認し、関係機関に通知するものとする。

第5 事業の実施

1 業務方法書の制定

協会は、業務対象期間、保証基準額、負担金の徴収その他本事業を実施するために必要な事項について業務方法書を定め、生産振興課長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 契約の締結

協会は、対象農協から、第4の3で承認された供給計画書に基づき、価格差補給交付金の交付に関する契約の申込みがあったときは、書面により交付予約数量、負担金等に関する定めを含む契約を締結するものとする。

3 負担金及び補助金の拠出

- (1) 協会は、価格差補給交付金の交付資金に充てるため、業務方法書の定めるところにより、対象農協、全農県本部及び対象市町村から負担金及び補助金を拠出させるものとする。
- (2) 負担金及び補助金の額は、鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業費補助金交付要綱（平成12年3月8日付農園第193号鳥取県農林水産部長通知）第3条第1項に相当する額とする。

4 協会の業務の準則

- (1) 業務対象期間

本事業の価格差補給交付金を交付する事業の対象期間は1年とする。

(2) 価格差補給交付金単価、保証基準額及び最低基準額

価格差補給交付金単価及び対象野菜の価格差補給交付金を交付する基準となる保証基準額及び最低基準額は、農林水産部長が別に定めるところによるものとし、毎年度見直すものとする。

(3) 出荷数量及び販売価額

(4) の出荷数量及び農協別月別平均販売価額は、卸売業者から送付された仕切書等(写しでも可)に基づくものとし、対象農協が全農県本部に確認した後、協会へ報告するものとする。

(4) 価格差補給交付金の交付

ア 協会は、第5の2の契約を締結した対象農協がその生産者の委託を受けて、当該業務対象期間の対象出荷期間に出荷した当該対象野菜の対象農協別及び月別加重平均販売価額に相当する額(以下「農協別月別平均販売価額」という。)が保証基準額を下回った場合に、業務区分ごとに対象農協に対し価格差補給交付金を交付するものとする。

イ 協会は、アの当該対象野菜の農協別月別平均販売価格及びウの価格差補給交付金等の額を対象農協等に通知するものとし、対象農協は、当該月がアに規定する場合に該当し、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、当該通知を受けた後に、協会に対し、価格差補給交付金等の交付申請を行うものとする。

ウ 対象野菜についての価格差補給交付金の額は、業務区分ごと及び対象農協ごとに農協別月別の価格差補給交付金単価に、当該価格差補給交付金単価に対応する業務対象期間の対象出荷期間に出荷した当該対象野菜の数量から価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を差し引いて得た数量(その当該月別出荷数量が、その当該月別出荷数量を当該対象出荷期間中に出荷した当該対象野菜の数量で除して得た数値に当該対象農協に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には、当該乗じて得た数量)を乗じて得た額とする。

なお、このとき、価格差補給交付金等の交付の対象としない数量とは、委託生産者が対象農協に対して、価格差補給交付金の交付を受けないものとして申告した価格差補給交付金を交付する事業を利用しない期間における出荷を委託した数量をいう。

エ 前項の価格差補給交付金交付単価が、業務区分ごとに、保証基準額から農協別月別平均販売価額(農協別月別平均販売価額が最低基準額を下回ったときは当該最低基準額)を差し引いて得た額に10分の8を乗じて得た額とする。

第6 農業経営収入保険事業に係る手続き等

- 1 農業保険法(昭和22年法律第185号)第177条に基づき、農業共済組合連合会との間で農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みのある生産者(農業保険法第177条第1項の規定による申込みをしたことがない者(同項の規定による申込みの承諾を受けたことがない者を含む。)であって、鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業において交付予約を行う者を除く。)は、当該対象農協に対し、第5の事業を利用しない意思及び期間を書面により、当該利用しない期間が始まる前に申告することとし、当該対象農協は、当該申告が適切に行われるよう促

すこととする。

- 2 対象農協は、当該農家に価格差補給交付金を交付する場合、当該事業が農業収入保険制度との重複は認められないことを通知すること。

第7 調査

農林水産部長は、この事業に関して必要があると認めるときは、関係機関に対し調査し、報告を求め、又は書類の閲覧を求めることができる。

第8 県の助成

県は、協会に対し、予算の範囲内において、この事業に要する経費について別に定めるところにより補助するものとする。

第9 委任

この要領に定めるもののほか、鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業の実施に必要な事項については、農林水産部長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月16日から施行し、平成16年度事業から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月29日から施行し、平成18年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成19年3月26日から施行し、平成19年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月22日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成30年10月12日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和3年3月22日から施行し、令和3年度事業から適用する。